

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 18 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 12 月 13 日

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

公用車での接触事故に係る損害賠償の請求について、損害賠償の額を定めるため、本来は速やかに専決処分すべきであったが、事務手続きに不備があったことが判明したため、上記の期日で地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分する。

【別紙】

専決処分の概要①

- 1 事故名 : 公用車による物損事故
- 2 当事者 : 甲:石垣市
乙: [redacted] 石垣市 [redacted]
- 3 事故発生年月日 : 令和3年2月3日
- 4 事故発生場所 : 石垣市 [redacted] 駐車場内
- 5 事故内容 : 粗大ごみ収集のため [redacted] の敷地内に入った際に浄化槽の蓋を破損した。
- 6 専決処分する内容 : 破損物の修繕費用として修繕を行った浄環企画に「全国市有物件災害共済会」より 8,030 円を支払う。(示談)

専決処分の概要②

- 1 事故名 : 公用車による物損事故
- 2 当事者 : 甲:石垣市
乙: [redacted] 石垣市 [redacted]
- 3 事故発生年月日 : 令和3年7月7日
- 4 事故発生場所 : 石垣市 [redacted] 駐車場内
- 5 事故内容 : 粗大ごみ収集のため [redacted] の敷地内に入った際に水道管を破損した。
- 6 専決処分する内容 : 破損物の修繕費用として修繕を行った(有)大三電設に「全国市有物件災害共済会」より 11,143 円を支払う。(示談)